

**経営所得安定対策  
加入申請受付会**

**経営所得安定対策加入申請受付会**

期日	場所
6/3日	渥美支所 401会議室
6/5日	田原市役所 大会議室
6/7日	赤羽根市民センター 第一委員会室
6/17日	

※詳しくはお問い合わせください。  
 ▼対象Ⅱ経営所得安定対策の対象となる作物（米、飼料用米、麦、大豆、飼料作物「水田作」、野菜「水田作」  
 米粉用米、なたねなど）を生産数量目標に従って生産する販売農家の方  
 ▼期日／場所Ⅱ表のとおり ▼受付時間Ⅱいずれも午後1時30分～4時  
 ▼内容Ⅱ交付申請書など申請に必要な書類の受付（印鑑、交付金振込先の口座番号が分かるものをお持ちください）



**環境保全型農業直接支援対策  
交付申請の受付**

▼農政課  
 ☎23局3517 FAX22局3817  
 平成25年度に実施される環境保全型農業直接支援対策の交付申請を受け付けます。

▼対象者Ⅱ化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとセットで、次の地球温暖化防止などに効果の高い営農活動に取り組み販売農家 ▼対象となる取り組みⅡカバークロップ（緑肥など）の作付け、堆肥の施用、有機農業など ▼申請Ⅱ6月28日（金）までに市役所農政課または営農支援課（田原農業支援センター内）にて ▼その他Ⅱ印鑑、交付金の振込先口座が分かるものをお持ち下さい。  
 ※詳しくは農林水産省ホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen\\_type/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen_type/)）をご覧ください。

**農業者担い手育成支援  
補助金制度**

農業者の担い手づくりを展望し、

▼農政課  
 ☎23局3517 FAX22局3817

豊かな人間性と創造力

に満ちた明日の農業を担う人材を育成、確保する施策の

取り組みに対し、その実施に必要な事業費の一部を助成します。

▼対象Ⅱ市内在住の方で、次のいずれかの要件を満たす方①農業生産に携わる農業者などの3名以上で計画した研修事業を行う方②農業の後継者育成事業について、担い手育成支援事業計画の提案事業を行う方

▼対象事業Ⅱ農業者の担い手づくり施策の取り組みの提案に対し、地域農業に寄与するとされる提案事業を審査し、その実施に必要となる事業  
 ▼補助額Ⅱ提案事業経費の2分の1以内（上限額30万円）

▼農政課  
 ☎23局3517 FAX22局3817

**松くい虫から松を守る  
薬剤散布にご協力を**

松くい虫による被害を防ぎ、森林の保護育成を図ることを目的に、次のとおり薬剤の空中散布を実施します。ご理解とご協力をお願いします。



なお、事業実施においては細心の注意を払いますが、万が一、この薬剤散布により体調を崩された場合は、農政課までご連絡ください。  
 ▼実施日時Ⅱ5月28日（火）午前5時～10時ごろ ※雨天、強風などの場合は延期 ▼散布区域Ⅱ西ノ浜一帯の森林（区域には境界標識を設置します）

▼農政課  
 ☎23局3517 FAX22局3817

**初立池の耐震補強工事を行います**

平成27年5月までの期間、初立池の耐震補強工事を行います。期間中は、初立池公園の一部が使用できない場合があります。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

▼農政課  
 ☎23局3518 FAX22局3817  
 ▼独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部 田原支所工事課  
 ☎45局4911

